

基発第0529003号

平成15年5月29日

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

予算執行職員等の責任に関する法律第4条第4項に基づく報告について

標記について、別紙のとおり報告するので、よろしくお取り計らい願いたい。

予算執行職員等の責任に関する法律第4条第4
項の規定に基づく報告書

第1 官署名

署 (年 月 日 ~ 年 月 日)

署 (年 月 日 ~ 年 月 日)

署 (年 月 日 ~ 年 月 日)

淀川労働基準監督署 (年 月 日 ~ 年 月 日)

羽曳野労働基準監督署 (年 月 日 ~ 年 月 日)

() 書きの期間は不正受給のあった期間である。

第2 予算執行職員等の官職、氏名及び命免年月日並びにその職務範囲
別添1のとおり

第3 監督責任者の官職、氏名及び監督期間
別添の2のとおり

第4 予算執行職員等の責任に関する法律第3条第1項の規定に違反して支出等の行為をした年月日

署

年 月 日から 年 月 日の期間において計15回

署

年 月 日から 年 月 日の期間において計26回

署

年 月 日から 年 月 日の期間において計5回

淀川労働基準監督署

年 月 日から 年 月 日の期間において計2回

羽曳野労働基準監督署

年 月 日から 年 月 日の期間において計41回

第5 当該支出等の行為の結果、国に損害を与えたと認めるときは、損害額及びその算定の基礎

不正行為者が国に損害を与えたと認められる損害額は、療養の費用請求書、休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書、支給決定支払決議書を偽造して不正に受給した額であり詐取された総額は、60,963,364円である。

(参考)

不正行為者

鈴木 修一郎 (昭和32年12月20生まれ 45歳)

不正行為者の官職等

■■■■署 ■■■■
(■■■■年■■月■■日～■■■■年■■月■■日)

■■■■署 ■■■■
(■■■■年■■月■■日～■■■■年■■月■■日)

■■■■署 ■■■■
(■■■■年■■月■■日～■■■■年■■月■■日)

淀川労働基準監督署 労災第二課 労働保険適用指導官

(平成11年4月1日～平成12年3月31日)

羽曳野労働基準監督署 労災課 労災保険給付調査官

(平成12年4月1日付け発令、平成14年12月6日付け懲戒免職)

第6 当該支出等の行為の具体的内容

不正行為者は、保険給付等のうち療養補償給付たる療養の費用請求書により療養補償給付を、また、休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書により休業補償給付及び休業特別支給金を、それぞれ詐取しようと企て、架空の被災労働者・請求人、実在していたが既に事業廃止された事業場及び架空の診療機関の名称を使用して請求書等を偽造し、その請求書により支給決定支払決議書を作成し、療養補償給付及び休業補償給付の支給決定権者である監督署長以下決裁者の印鑑及び支払決定権者である資金前渡官吏以下決裁者の印鑑を勝手に使用して決裁が終了した決議書として偽造し、支給決定及び支払決定の決裁済の関係書類の中に紛れ込ませた。

このようなことがされていると知らない資金前渡官吏は、決議が終了しているものについて通常どおり支払処理を行った。

結果、不正行為者が開設した架空の請求人名義の普通預金口座に振り込まれ、不正に受給した。

なお、架空の請求人あての保険給付等支払通知書は、送付前に不正行為者に抜き取られていた。

第7 当該支出等の行為の発見の端緒

- 1 〇〇年〇月〇日〇〇署において、翌〇〇日の保険給付等支払処理のため、当該署業務課長が支払請求書等の内容、支払額の審査・確認をしていたところ、請求人「木下 孝」の療養の費用請求書及び休業補償給付請求書について、審査項目である請求人、事業場及び医療機関の電話番号が三者とも記載がなされていなかった。そこで業務課長が当該請求書に記載されている医療機関について、N T T電話番号案内により電話番号を確認したところ、「該当医療機関の電話番号の登録がない」との回答を受け、当該署長に相談したところ、内・外部による不正受給の可能性を踏まえ、当該請求書に対する支払を停止し、当該署労災課長に当該請求書に記載されている請求人、事業場及び医療機関について調査するよう特命が下され、当該署労災課長による調査の結果、請求人及び診療機関は架空であること、事業場は実在していたものの既に事業廃止されていることが判明した。
- 2 また、請求人「木下 孝」についての平成12年度及び平成13年度の支払について確認したところ、同一姓名の事案が確認されたため、該当事案のうち3件について支払証拠書の検証を行ったところ、
 - (1) 生年月日が相違しているにもかかわらず、3件とも振込銀行、支店、口座番号が同一である。
 - (2) 各事業場ともに既に事業廃止している。
 - (3) 各請求書の診療機関が実在していない。
 - (4) 各請求書の支給決定決議書の決裁が特定の担当者（鈴木修一郎）の発議により回されている。

等が判明し、過去においても請求人「木下 孝」に係る不正受給疑惑のある事案が見受けられることが判明した。

また、過去における上記事案については、架空の請求人あて発送されているにも関わらず、保険給付等支払通知書が発送後過去一度も郵便局から戻されていないため、保険給付等支払通知書の作成から発送までの間において、なんらかの当該署職員の関与の可能性がある、当該署の内部犯行の可能性があることも判明した。

- 3 〇〇年〇月〇日〇〇署において、請求人「木下 孝」に係る保険給付等支払通知書を含む同日支払予定の保険給付等支払通知書について発送までの状況を当該署業務課長が観察したところ、同日に当該署労災課鈴木給付調査官が請求人「木下 孝」に係る保険給付等支払通知書を発送までの

保管中に抜き取ったことを確認した。これにより、請求人「木下 孝」に係る不正受給疑惑について鈴木給付調査官の関与が判明したため、同日当該署長が直ちに大阪労働局総務部総務課長に報告した。

4 〇〇年〇〇月〇〇日に大阪労働局総務部総務課長より同日午後6時30分に当該署で調査を行う旨の指示を受け、当該署長、当該署次長及び大阪労働局総務課長等の立会いのもと同日午後6時50分より鈴木給付調査官の事務機の鍵開けを開始し、同日午後6時55分、鍵をかけていた鈴木給付調査官の事務机左側引出しの内部を確認したところ、中段の引出しから不正受給に使用したと思われる預金通帳（4口座分）、印鑑、ゴム印、保険給付等支払通知書、療養・休業支給決定決議書未使用分（当該署長以下決裁関係者全員の押印あり）等が発見された。

5 〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇月〇〇日の両日、当該署次長が鈴木給付調査官から事情聴取を行ったところ、保険給付等を詐取した事実を認めたため、不正受給の事実が判明したものである。

第8 予算執行職員又は上司に対して弁償命令を発したときは、その年月日及び金額並びに予算執行職員又は上司の当該弁償命令に対する不服の有無

不正行為は、不正行為者が故意に偽造した請求書等により行われたものであり、予算執行職員には、故意又は重過失はないため、弁償命令を発していない。

第9 国が被った損害の補てん状況及び損害の全部又は一部が補てんされていない場合は将来の補てん見込み

不正行為者に対し、労災保険法第12条の3に基づく不正受給者からの費用徴収として損害額のうち時効完成成分を除く保険給付相当額19,089,406円を、また、時効完成成分を除く特別支給金7,179,040円について納入の告知を行ったところであるが、その補てんはされていない。

第10 当該支出等の行為による損害につき損害賠償請求の訴えを提起したときは、その年月日及び訴訟の進行状況

損害賠償請求の訴えは提起していない。

第11 当該支出等の行為に関連して公訴が提起されたときは、その月日及び訴訟の

進行状況

上記第6の事実につき、不正行為者は、有印私文書偽造・同行使、有印公文書偽造・同行使、詐欺の罪で、■■■■年■■月■■日に大阪地方裁判所へ起訴された。なお、第1回公判は■■■■年■■月■■日に大阪地方裁判所で行われた。

第12 予算執行職員又は上司その他の関係者に対する懲戒処分等の状況

1 不正行為者

平成14年12月6日付けで鈴木修一郎を国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により懲戒免職。

2 予算執行職員及び管理監督者

平成15年3月11日付けで以下の予算執行職員及び監督責任者を国家公務員法第82条第1項第2号の規定により懲戒処分。

官 職	氏 名	処 分 内 容
大 阪 局 長	坂 田 稔	懲 戒 戒 告
羽 曳 野 署 長	■■■■■■■■■■	懲戒減給1/10 1月
羽 曳 野 署 次 長	■■■■■■■■■■	懲 戒 戒 告
羽 曳 野 署 労 災 課 長	■■■■■■■■■■	懲 戒 戒 告
元 羽 曳 野 署 長	■■■■■■■■■■	懲戒減給1/10 1月
元 羽 曳 野 署 次 長	■■■■■■■■■■	懲 戒 戒 告
元 羽 曳 野 署 労 災 課 長	■■■■■■■■■■	懲 戒 戒 告
元 大 阪 局 長	■■■■■■■■■■	懲 戒 戒 告
元 大 阪 局 長	■■■■■■■■■■	懲 戒 戒 告

※ 元淀川署長 ■■■■■■■■■■は既に退職しているため処分することができない。

平成15年3月11日付け行政処分（大阪局長等処分）

官 職	氏 名	処 分 内 容
大 阪 局 総 務 部 長	木 暮 康 二	訓 告
大阪局労働基準部長	■■■■■■■■■■	訓 告
大 阪 局 総 務 課 長	片 岡 昌	文書厳重注意
大 阪 局 会 計 課 長	■■■■■■■■■■	厳重注意（口頭）
大阪局労災補償課長	■■■■■■■■■■	文書厳重注意
羽 曳 野 署 業 務 課 長	■■■■■■■■■■	文書厳重注意
元大阪局会計課長	■■■■■■■■■■	厳重注意（口頭）
元羽曳野署業務課長	■■■■■■■■■■	訓告
元淀川署第一次長	■■■■■■■■■■	文書厳重注意
元淀川署第二次長	■■■■■■■■■■	訓告
元淀川署業務課長	■■■■■■■■■■	文書厳重注意

元淀川署労災第一課長	■■■■■	訓告
元大阪局次長	■■■■■	訓告
元大阪局労働基準部長	■■■■■	
元大阪局総務部長	■■■■■	訓告
元大阪局労働基準部長	■■■■■	訓告
元大阪局総務部長	■■■■■	訓告

平成■■年■■月■■日付け行政処分（労働基準局長処分）

官 職	氏 名	処 分 内 容
元大阪局労災補償課長	■■■■■	文書嚴重注意

※ 元大阪労働局庶務課長（平成■■年■■月■■日以降は総務課長）■■■■■及び
元大阪労働基準局労災管理課長 ■■■■■は既に退職しているため処分することができない。

第13 その他参考事項

1 被疑事実発覚後の処置

- (1) ■■■■年■■月■■日 鈴木修一郎による支払通知書の抜き取りを現
認
- (2) ■■■■年■■月■■日 ■■■■署において、大阪労働局・当該署合同
による調査を開始
- (3) ■■■■年■■月■■日 ■■■■署において、当該署幹部による調査を
実施
- (4) ■■■■年■■月■■日 ■■■■署において、当該署幹部による調査を
実施
- (5) ■■■■年■■月■■日 ■■■■署において、大阪労働局・当該署合同
による鈴木修一郎からの事情聴取を実施（不正
受給の事実を認める）
- (6) ■■■■年■■月■■日 ■■■■署長から職員の非行事件についての大
阪労働局へ文書報告
- (7) ■■■■年■■月■■日 大阪労働局が、厚生労働省に対して■■■■署
長から報告のあった当該不正受給の概要について
報告
- (8) ■■■■年■■月■■日 ■■■■署において、鈴木修一郎からの事情聴
取を実施
- (9) ■■■■年■■月■■日 大阪労働局が、大阪地方検察庁と刑事告発手

続きについて打合（ 月 日に告発事実を限定して告発することとした）

(10) 年 月 日 大阪労働局は、当該不正受給につき厚生労働省に赴き、関係各課に対して詳細説明を行うとともに、鈴木修一郎の処分を協議
(12月6日付けで懲戒免職)

(11) 平成14年12月 6日 大阪労働局は、鈴木修一郎を懲戒免職するとともに、大阪地方検察庁に刑事告発、併せて、本不正受給について記者発表

(12) 年 月 日～ 月 日
厚生労働省が、大阪労働局、署、署、署、署、署及び署の特別監察を実施

(13) 年 月 日 大阪労働局が、管内の緊急労働基準監督署長会議を開催し、本不正受給の内容を説明するとともに、綱紀の粛正、再発防止を指示

(14) 年 月 日 大阪労働局が、追加刑事告発を行う

(15) 平成14年12月26日 大阪労働局が、追加刑事告発の内容を記者発表

(16) 年 月 日 大阪労働局が、不正受給に係る費用徴収について納入告知書を歳入徴収官大阪労働局長名で鈴木修一郎あて送付

2 労災保険給付費等被害額一覧表 別添3のとおり

3 労災保険法保険給付手続一覧表 別添4のとおり

4 各監督署別の組織図 別添5のとおり

5 人事記録（写） 別添6のとおり

予算執行職員等の官職、氏名及び命元年月日並びにその職務内容

別添1

官 署 名	官 職	氏 名	職 務	事務の範囲	任命年月日	任命期間
[redacted] 署	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏	・官印の管理 ・前渡資金の受け入れ、保管 ・小切手帳、国庫金振替書の管理 ・支払の意思決定及び支払 ・前渡資金の返納及び過誤払金の回収 ・帳簿の管理 ・計算証明 ・事務引継ぎ ・支出官、歳入徴収官及び日本銀行への通知	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏	"	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏代理	資金前渡官吏に事故等があるとき、その事務の代理	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏代理	"	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏事務取扱補助者	・小切手、国庫金振替書、国庫金送金請求書及び国庫金送金通知書の作成（押印を除く） ・現金出納簿、小切手及び国庫金振替書受払簿等の記帳 ・諸決議の作成、保管に関する事務 ・計算証明規則による前渡資金出納計算書及び証拠書類の作成、保管に関する事務 ・諸報告の作成、報告 ・照合事務 ・現金引出しの事務 ・預託先日本銀行との間の現金、小切手及び国庫金振替書の使送	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏事務取扱補助者	"	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏事務取扱補助者	・小切手、国庫金振替書、国庫金送金請求書及び国庫金送金通知書の作成（押印を除く） ・現金出納簿、小切手及び国庫金振替書受払簿等の記帳 ・諸決議の作成 ・計算証明規則による前渡資金出納計算書及び証	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

予算執行職員等の官職、氏名及び命免年月日並びにその職務内容

官 署 名	官 職	氏 名	職 務	事務の範囲	任命年月日	任命期間
[redacted] 署	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏 事務取扱補助 者	・ 抛書類の作成 ・ 諸報告の作成 ・ 照合事務 ・ 現金引出しの事務 ・ 預託先日本銀行との間の現金、小切手及び国庫金振替書の使送		
	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏 事務取扱補助 者	・ 小切手、国庫金振替書、国庫金送金請求書及び国庫金送金通知書の作成（押印を除く） ・ 現金出納簿、小切手及び国庫金振替書受払簿等の記帳 ・ 諸決議の作成 ・ 計算証明規則による前渡資金出納計算書及び証 ・ 抛書類の作成 ・ 諸報告の作成 ・ 照合事務 ・ 現金引出しの事務 ・ 預託先日本銀行との間の現金、小切手及び国庫金振替書の使送	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏 事務取扱補助 者	・ 諸決議書の作成 ・ 諸報告書の作成 ・ 現金引出しの事務 ・ 預託先日本銀行との間の現金、小切手及び国庫金振替書の使送	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
[redacted] 署 (命免簿廃棄のため、補助者以下不明)	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏	・ 官印の管理 ・ 前渡資金の受け入れ、保管 ・ 小切手帳、国庫金振替書の管理 ・ 支払の意思決定及び支払 ・ 前渡資金の返納及び過誤払金の回収 ・ 帳簿の管理 ・ 計算証明 ・ 事務引継ぎ ・ 支出官、歳入徴収官及び日本銀行への通知	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
	[redacted]	[redacted]	資金前渡官吏 代理	資金前渡官吏に事故等があるとき、その事務の代理	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	自 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 至 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

予算執行職員等の官職、氏名及び命免年月日並びにその職務内容

官 署 名	官 職	氏 名	職 務	事務の範囲	任命年月日	任命期間
署			資金前渡官吏	・官印の管理 ・前渡資金の受け入れ、保管 ・小切手帳、国庫金振替書の管理 ・支払の意思決定及び支払 ・前渡資金の返納及び過誤払金の回収 ・帳簿の管理 ・計算証明 ・事務引継ぎ ・支出官、歳入徴収官及び日本銀行への通知	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
			資金前渡官吏代理	資金前渡官吏に事故等があるとき、その事務の代理	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
			資金前渡官吏事務取扱補助者	・小切手、国庫金振替書、国庫金送金請求書及び国庫金振込請求書の照合、副印の押印 ・帳簿の記載事項（訂正を含む）の照合及び保管 ・証拠書類の保管 ・国庫金送金通知書の発行及び未到達国庫金通知書の保管	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
		鈴木修一郎	資金前渡官吏事務取扱補助者	・証拠書類の作成及び保管 ・未到達国庫金送金通知書の点検及び保管に関する事務 ・預託先日本銀行との間の現金小切手及び国庫金振替書の使送 ・小切手、国庫金振替書、国庫金送金請求書及び国庫金送金通知書等の作成（押印を除く） ・現金出納簿、小切手及び国庫金振替書受払簿等の記帳保管 ・諸決議書の作成 ・計算証明規則による前渡資金出納計算書及び証拠書類の作成 ・諸報告書の作成	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
			資金前渡官吏事務取扱補助者	・預託先日本銀行との間の現金小切手及び国庫金振替書の使送 ・国庫金送金請求書及び国庫金送金通知書等の作成（押印を除く） ・諸決議書の作成 ・計算証明規則による前渡資金出納計算書及び証拠書類の作成 ・諸報告書の作成	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日

予算執行職員等の官職、氏名及び命免年月日並びにその職務内容

官 署 名	官 職	氏 名	職 務	事務の範囲	任命年月日	任命期間
淀川労働基準監督署	監督署長		資金前渡官吏	・官印の管理 ・前渡資金の受け入れ、保管 ・小切手帳、国庫金振替書の管理 ・支払の意思決定及び支払 ・前渡資金の返納及び過誤払金の回収 ・帳簿の管理 ・計算証明 ・事務引継ぎ ・支出官、歳入徴収官及び日本銀行への通知	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	第一次長		資金前渡官吏代理	資金前渡官吏に事故等があるとき、その事務の代理	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務課長		資金前渡官吏事務取扱補助者	・各事務取扱補助者等の命免簿の作成事務 ・計算簿記に関する点検確認事務 ・計算書、証拠書の照合点検、保管に関する事務 ・小切手、国庫金振替書、国庫金送金（振込）請求書・通知書等の点検確認に関する事務 ・未到達国庫金送金通知書の保管に関する事務 ・その他会計に関する総括事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	第一次長		資金前渡官吏補充的事務取扱補助者	・各事務取扱補助者等の命免簿の作成事務 ・計算簿記に関する点検確認事務 ・計算書、証拠書の照合点検、保管に関する事務 ・小切手、国庫金振替書、国庫金送金（振込）請求書・通知書等の点検確認に関する事務 ・未到達国庫金送金通知書の保管に関する事務 ・その他会計に関する総括事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務係長		資金前渡官吏事務取扱補助者	・計算簿記に関する事務 ・計算書、証拠書（旅費、保険給付関係を除く）の作成事務 ・小切手、国庫金振替書、国庫金送金（振込）請求書・通知書（保険給付関係を除く）の作成事務 ・未到達国庫金送金（振込）通知書（保険給付関係を除く）に関する事務 ・預託先日本銀行との使送事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務課労働事務官		資金前渡官吏補充的事務取扱補助者	・計算簿記に関する事務 ・計算書、証拠書（旅費、保険給付関係を除く）の作成事務 ・小切手、国庫金振替書、国庫金送金（振込）請求書・通知書（保険給付関係を除く）の作成事務 ・未到達国庫金送金（振込）通知書（保険給付関係	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日

予算執行職員等の官職、氏名及び命免年月日並びにその職務内容

官 署 名	官 職	氏 名	職 務	事務の範囲	任命年月日	任命期間
淀川労働基準監督署				係を除く)に関する事務		
	業務課労働事務官		資金前渡官吏事務取扱補助者	・証拠書(旅費、保険給付関係)の作成事務 ・国庫金送金(振込)請求書・通知書(保険給付関係)の作成事務 ・未到達国庫金送金(振込)通知書(保険給付関係)に関する事務 ・預託先日本銀行との使送事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務係長		資金前渡官吏補充的事務取扱補助者	・証拠書(旅費、保険給付関係)の作成事務 ・国庫金送金(振込)請求書・通知書(保険給付関係)の作成事務 ・未到達国庫金送金(振込)通知書(保険給付関係)に関する事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
羽曳野労働基準監督署	監督署長		資金前渡官吏	・官印の管理 ・前渡資金の受け入れ、保管 ・小切手帳、国庫金振替書の管理 ・支払の意思決定及び支払 ・前渡資金の返納及び過誤払金の回収 ・帳簿の管理 ・計算証明 ・事務引継ぎ ・支出官、歳入徴収官及び日本銀行への通知	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	監督署長		資金前渡官吏	"	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	監督署次長		資金前渡官吏代理	資金前渡官吏に事故等があるとき、その事務の代理	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	監督署次長		資金前渡官吏代理	"	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務課長		資金前渡官吏事務取扱補助者	・各事務取扱補助者等の命免簿の作成事務 ・計算簿記に関する点検確認事務 ・計算書、証拠書の照合点検、保管に関する事務 ・小切手、国庫金振替書、国庫金送金(振込)請求書・通知書等の点検確認に関する事務 ・未到達国庫金送金通知書の保管に関する事務 ・その他会計に関する総括事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務課長		資金前渡官吏事務取扱補助者	"	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日

予算執行職員等の官職、氏名及び命免年月日並びにその職務内容

官 署 名	官 職	氏 名	職 務	事務の範囲	任命年月日	任命期間
羽曳野労働基準監督署	監督署次長		資金前渡官吏 補充的事務取扱補助者	・各事務取扱補助者等の命免簿の作成事務 ・計算簿記に関する点検確認事務 ・計算書、証拠書の照合点検、保管に関する事務 ・小切手、国庫金振替書、国庫金送金（振込）請求書・通知書等の点検確認に関する事務 ・未到達国庫金送金通知書の保管に関する事務 ・その他会計に関する総括事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	監督署次長		資金前渡官吏 補充的事務取扱補助者	"	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務係長		資金前渡官吏 補充的事務取扱補助者	・証拠書（旅費、保険給付関係）の作成事務 ・国庫金送金（振込）請求書・通知書（保険給付関係）の作成事務 ・未到達国庫金送金（振込）通知書（保険給付関係）に関する事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務係長		資金前渡官吏 補充的事務取扱補助者	・証拠書（旅費、保険給付関係）の作成事務 ・国庫金送金（振込）請求書・通知書（保険給付関係）の作成事務 ・未到達国庫金送金（振込）通知書（保険給付関係）に関する事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務係長		資金前渡官吏 事務取扱補助者	・計算簿記に関する事務 ・計算書、証拠書（旅費、保険給付関係を除く）の作成事務 ・小切手、国庫金振替書、国庫金送金（振込）請求書・通知書（保険給付関係を除く）の作成事務 ・未到達国庫金送金（振込）通知書（保険給付関係を除く）に関する事務 ・預託先日本銀行との使送事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務係長		資金前渡官吏 事務取扱補助者	・計算簿記に関する事務 ・計算書、証拠書（旅費、保険給付関係を除く）の作成事務 ・小切手、国庫金振替書、国庫金送金（振込）請求書・通知書（保険給付関係を除く）の作成事務 ・未到達国庫金送金（振込）通知書（保険給付関係を除く）に関する事務 ・預託先日本銀行との使送事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日

予算執行職員等の官職、氏名及び命免年月日並びにその職務内容

官 署 名	官 職	氏 名	職 務	事務の範囲	任命年月日	任命期間
羽曳野労働基準監督署	業務課労働事務官 (厚生労働事務官)		資金前渡官吏 補充的事務取扱補助者	・ 計算簿記に関する事務 ・ 計算書、証拠書（旅費、保険給付関係を除く）の作成事務 ・ 小切手、国庫金振替書、国庫金送金（振込）請求書・通知書（保険給付関係を除く）の作成事務 ・ 未到達国庫金送金（振込）通知書（保険給付関係を除く）に関する事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務課厚生労働事務官		資金前渡官吏 補充的事務取扱補助者	・ 計算簿記に関する事務 ・ 計算書、証拠書（旅費、保険給付関係を除く）の作成事務 ・ 小切手、国庫金振替書、国庫金送金（振込）請求書・通知書（保険給付関係を除く）の作成事務 ・ 未到達国庫金送金（振込）通知書（保険給付関係を除く）に関する事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務課労働事務官 (厚生労働事務官)		資金前渡官吏 事務取扱補助者	・ 証拠書（旅費、保険給付関係）の作成事務 ・ 国庫金送金（振込）請求書・通知書（保険給付関係）の作成事務 ・ 未到達国庫金送金（振込）通知書（保険給付関係）に関する事務 ・ 預託先日本銀行との使送事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	業務課厚生労働事務官		資金前渡官吏 事務取扱補助者	・ 証拠書（旅費、保険給付関係）の作成事務 ・ 国庫金送金（振込）請求書・通知書（保険給付関係）の作成事務 ・ 未到達国庫金送金（振込）通知書（保険給付関係）に関する事務 ・ 預託先日本銀行との使送事務	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日

監督責任者の官職・氏名及び監督期間

別添 2

年 度	大阪労働局長	総務部長	労働基準部長	総務課長	労災補償課長
平成14年度	坂田 稔 () () ()	木暮 康二 () () ()	() () ()	片岡 昌	()
平成13年度	() () ()	() () ()	() () ()	()	()
平成12年度	() ()	() ()	() ()	()	()
平成11年度	大阪労働基準局長 () ()		次 長 () ()	庶務課長 ()	管理課長 () ()
年度	() () ()		() ()	()	() ()
年度	() () ()		() () ()	()	() ()
年度	() () ()		() () ()	()	() ()
年度	() () ()		() () ()	()	() ()

監督責任者の官職・氏名及び監督期間

年 度	官 署	署 長	次 長	労災課長	業務課長
平成14年度	羽曳野署	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
平成13年度	羽曳野署	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
平成12年度	羽曳野署	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
平成11年度	淀川署	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■年度	■■■■署	■■■■	/	■■■■	■■■■
				■■■■	■■■■
■■■■年度	■■■■署	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■年度	■■■■署	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■年度	■■■■署	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■

(注) 網掛けは退職者である。

労災保険給付費等被害額一覧表

金額 署別	保険給付費		特別支給金	合計
	療養の費用	休業補償給付	休業特別支給金	
	820,022	10,045,313		10,865,335
	1,150,684	9,571,141	3,190,114	13,911,939
	278,186	2,047,174	682,367	3,007,727
淀川	190,490	1,029,710	343,160	1,563,360
羽曳野	4,268,976	20,510,147	6,835,880	31,615,003
合計	6,708,358	43,203,485	11,051,521	60,963,364

※  署については、預金通帳より振込金額を計上した

労災保険給付費等被害額一覧表

金額 署別	保険給付費		特別支給金	合計
	療養の費用	休業補償給付	休業特別支給金	
	(820,022)	(10,045,313)		(10,865,335)
	820,022	10,045,313		10,865,335
	(1,150,684)	(9,571,141)	(3,190,114)	(13,911,939)
	1,150,684	9,571,141	3,190,114	13,911,939
	(278,186)	(2,047,174)	(682,367)	(3,007,727)
	278,186	2,047,174	682,367	3,007,727
淀川	(190,490)	(1,029,710)	343,160	(1,220,200)
	190,490	1,029,710		1,563,360
羽曳野	(959,404)	(4,730,313)	6,835,880	(5,689,717)
	4,268,976	20,510,147		31,615,003
合計	(3,398,786)	(27,423,651)	(3,872,481)	(34,694,918)
	6,708,358	43,203,485	11,051,521	60,963,364
債権管理額	3,309,572	15,779,834	7,179,040	26,268,446

注 () 内金額は時効完成分である。

署の休業補償給付欄の金額は休業特別支給金を含む。

労災保険給付費等被害額一覧表

[illegible]

※ 休業補償給付保険給付額欄の金額は休業特別支給金を含む。

労災保険給付費等被害額一覽表

[illegible]

平成5年3月26日支払の606860円は中村浩名義の口座に振り込まれたものである。

労災保険給付費等被害額一覧表

[illegible]

労災保険給付費等被害額一覽表

[illegible]

注 ()内金額は時効完成分である

※ 債権管理額 $0+0+343,160=343,160$

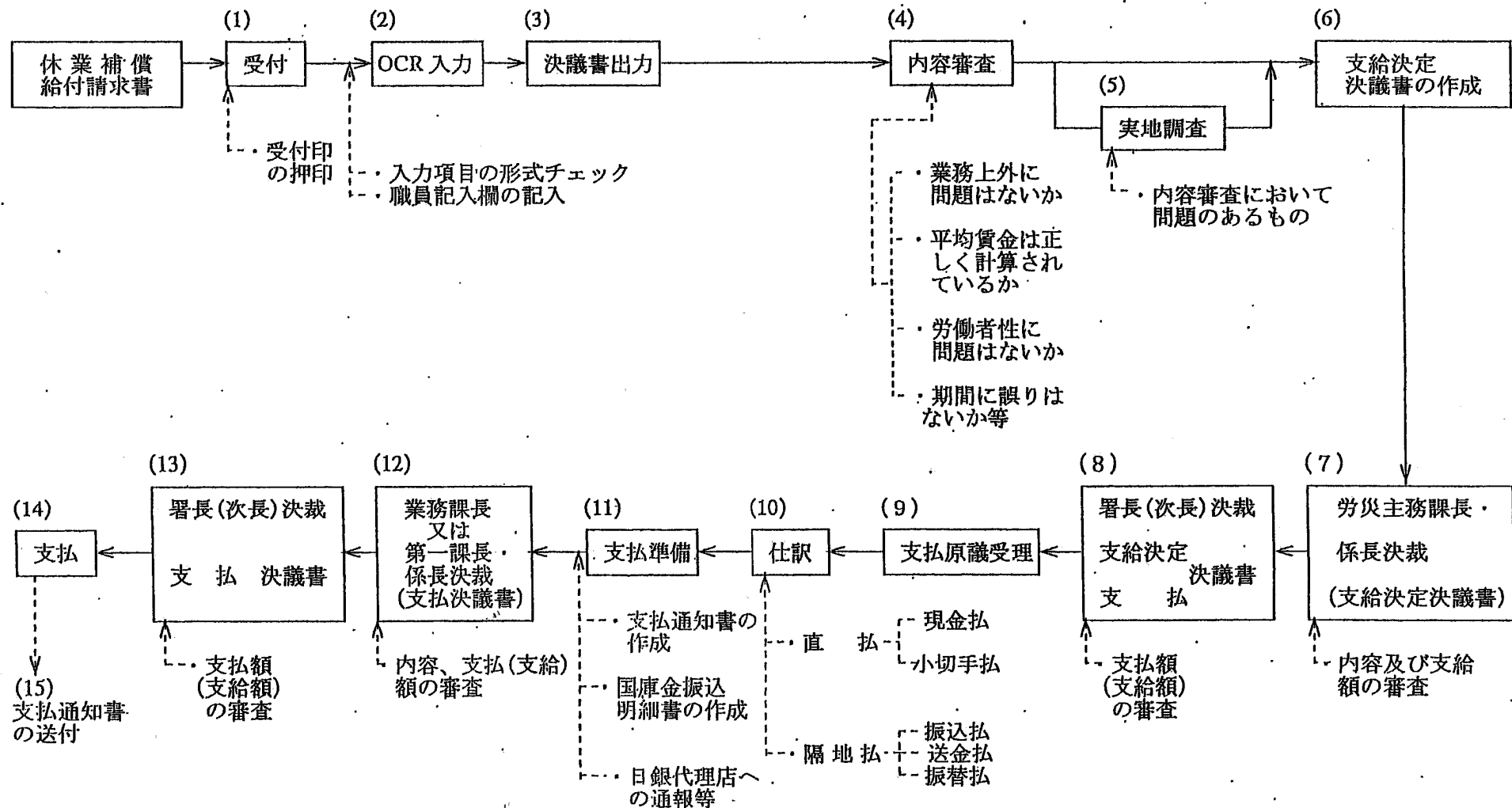
労災保険給付費等被害額一覧表

署別	氏名	診療費	休業補償給付		計	支払(振込)年 月日	備考
			保険給付額	特別支給金			
羽曳野署	川口 学		(332,120)	110,694	442,814		
	川口 学	(148,154)	(489,440)	163,128	800,722		
	木下 孝	(98,570)	(421,104)	140,352	660,026		
	木下 孝	(96,660)	(640,429)	213,452	950,541		
	川口 学	(78,900)	(402,040)	133,998	614,938		
	木下 孝	(95,640)	(526,380)	175,440	797,460		
	川口 学	(84,540)	(340,860)	113,607	539,007		
	岡田 充	(128,210)	(612,030)	203,964	944,204		
	岡田 充	(81,200)	(292,710)	97,548	471,458		
	高橋 正	(147,530)	(673,200)	224,400	1,045,130		
	高橋 正	104,880	430,848	143,616	679,344		
	岡田 充	93,180	496,720	165,536	755,436		
	高橋 正	97,980	305,184	101,728	504,892		
	岡田 充	56,640	204,010	67,988	328,638		
	中村 浩	113,390	610,028	203,320	926,738		
	中村 浩	99,840	672,825	224,250	996,915		
	木下 孝	134,150	691,383	230,461	1,055,994		
	木下 孝	98,820	727,299	242,433	1,068,552		
	中村 浩	70,020	313,985	104,650	488,655		
	木下 孝	78,180	170,601	56,867	305,648		
	川口 学	126,830	466,856	155,584	749,270		
	川口 学	118,500	565,614	188,496	872,610		
	岡田 充	124,154	584,350	194,740	903,244		
	川口 学	109,860	547,658	182,512	840,030		
	岡田 充	103,416	539,400	179,760	822,576		
	中村 浩	133,970	638,858	212,929	985,757		
	中村 浩	118,560	602,866	200,933	922,359		
	岡田 充	103,620	503,440	167,776	774,836		
	中村 浩	115,260	350,922	116,961	583,143		
	木下 孝	117,350	569,472	189,824	876,646		
	川口 学	130,850	421,637	140,530	693,017		
	木下 孝	94,368	542,778	180,926	818,072		
	川口 学	85,212	592,086	197,340	874,638		
	木下 孝	88,524	444,900	148,300	681,724		
	川口 学	84,252	511,347	170,430	766,029		
	岡田 充	121,178	502,600	167,496	791,274		
	中村 浩	139,454	556,202	185,380	881,036		
	岡田 充	107,100	547,475	182,451	837,026		
	中村 浩	83,244	538,260	179,400	800,904		
	岡田 充	111,120	574,400	191,424	876,944		
	川口 学	145,670	555,830	185,256	886,756		
	計	(959,404) 4,268,976	(4,730,313) 20,510,147	6,835,880	(5,689,717) 31,615,003		

注()内金額は時効完成分である。

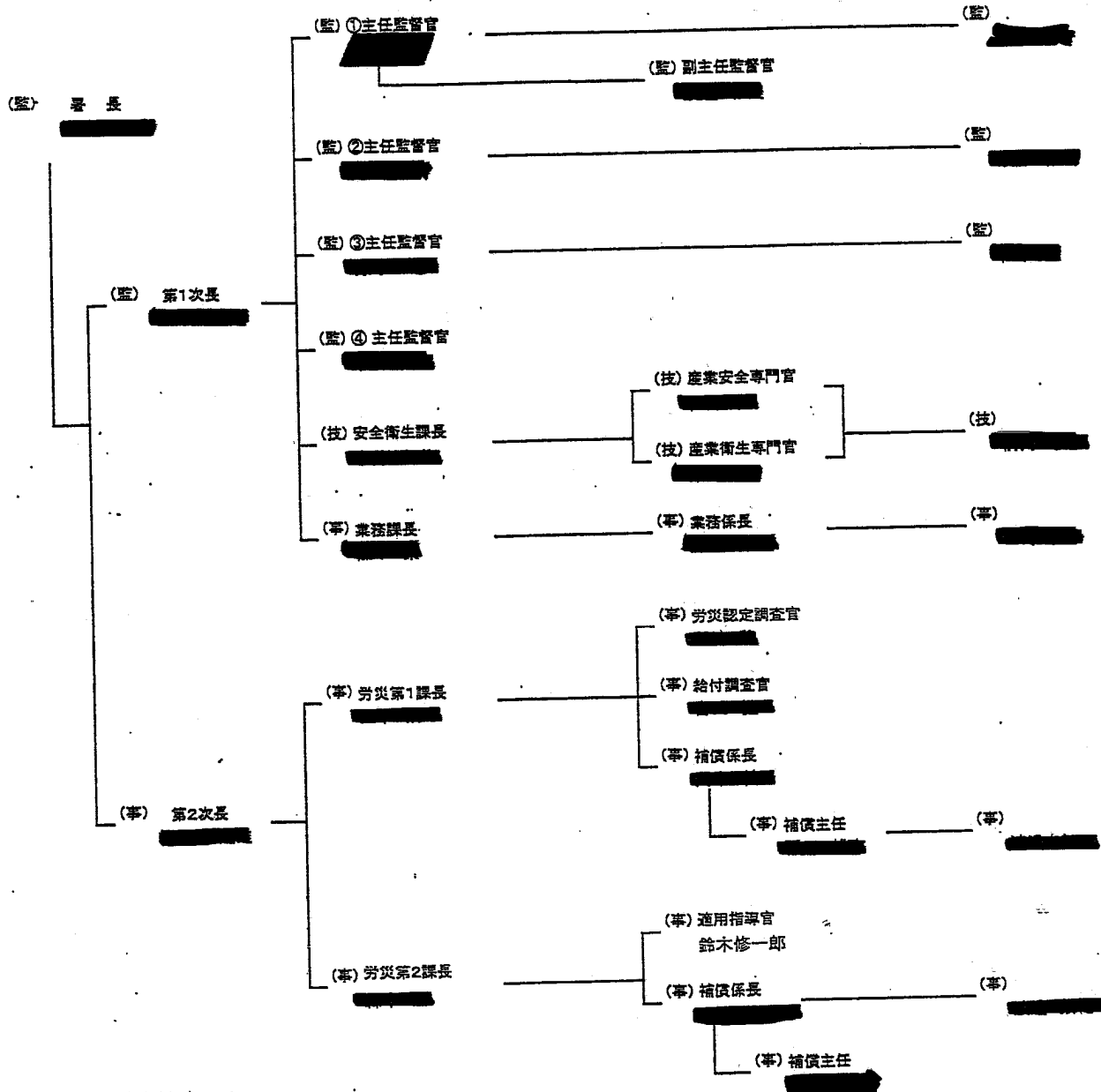
※債権管理額 3,309,572+15,779,834+6,835,880=25,925,286

労働基準監督署における給付事務の流れ（休業補償給付）



淀川労働基準監督署 組織図

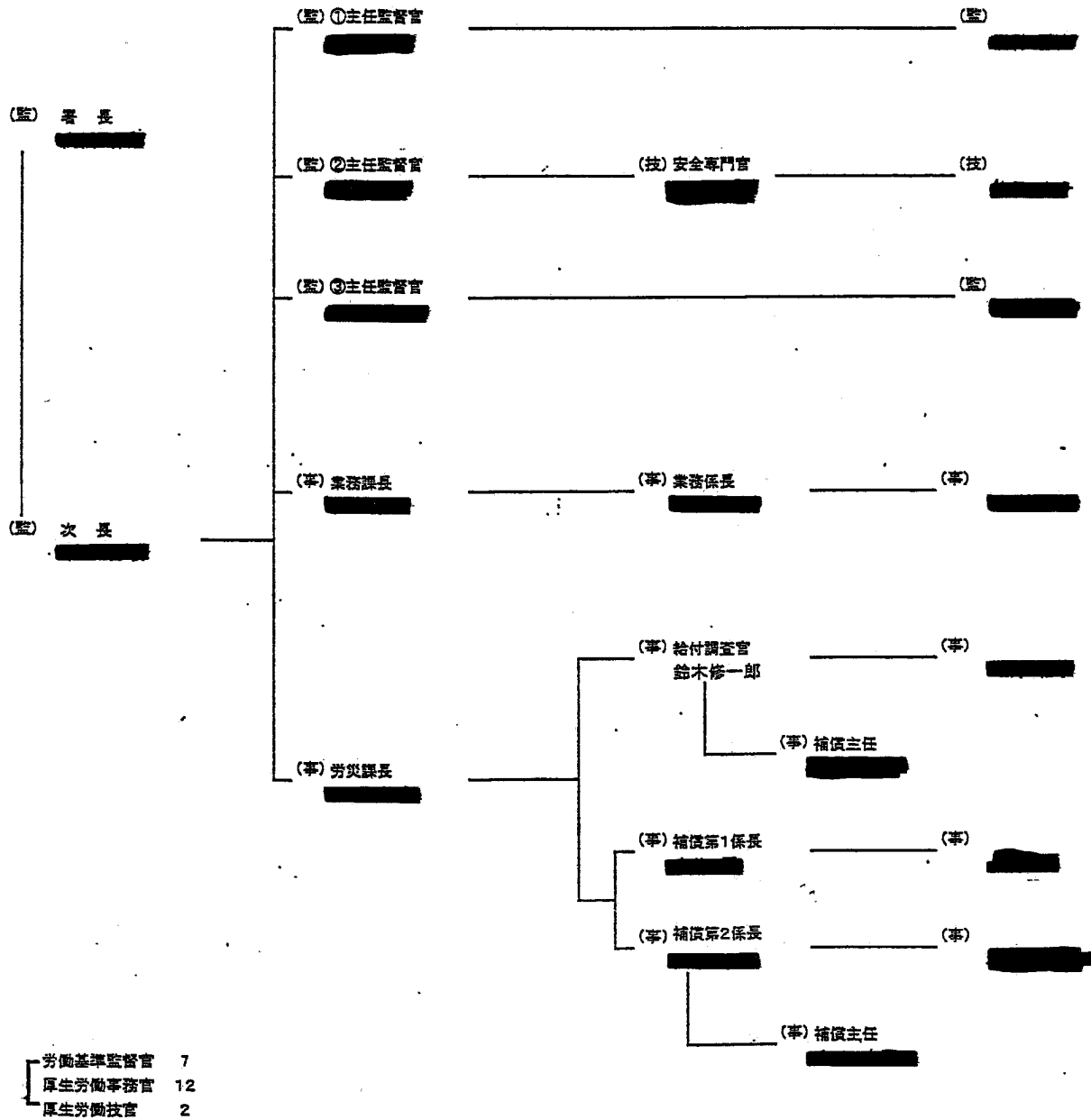
平成11年4月1日



労働基準監督官 10
 厚生労働事務官 15
 厚生労働技官 4

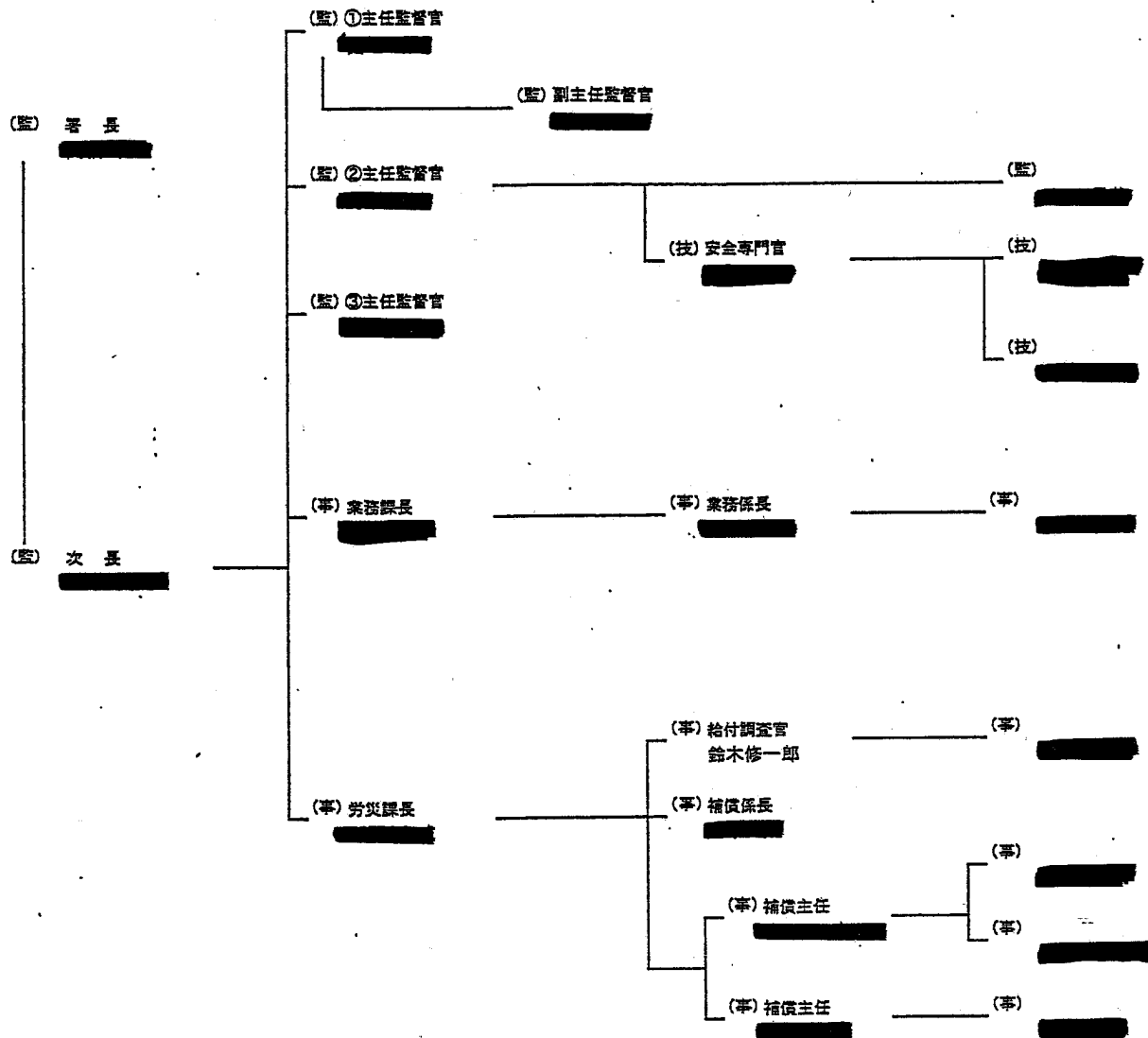
羽曳野労働基準監督署 組織図

平成12年4月1日



羽曳野労働基準監督署 組織図

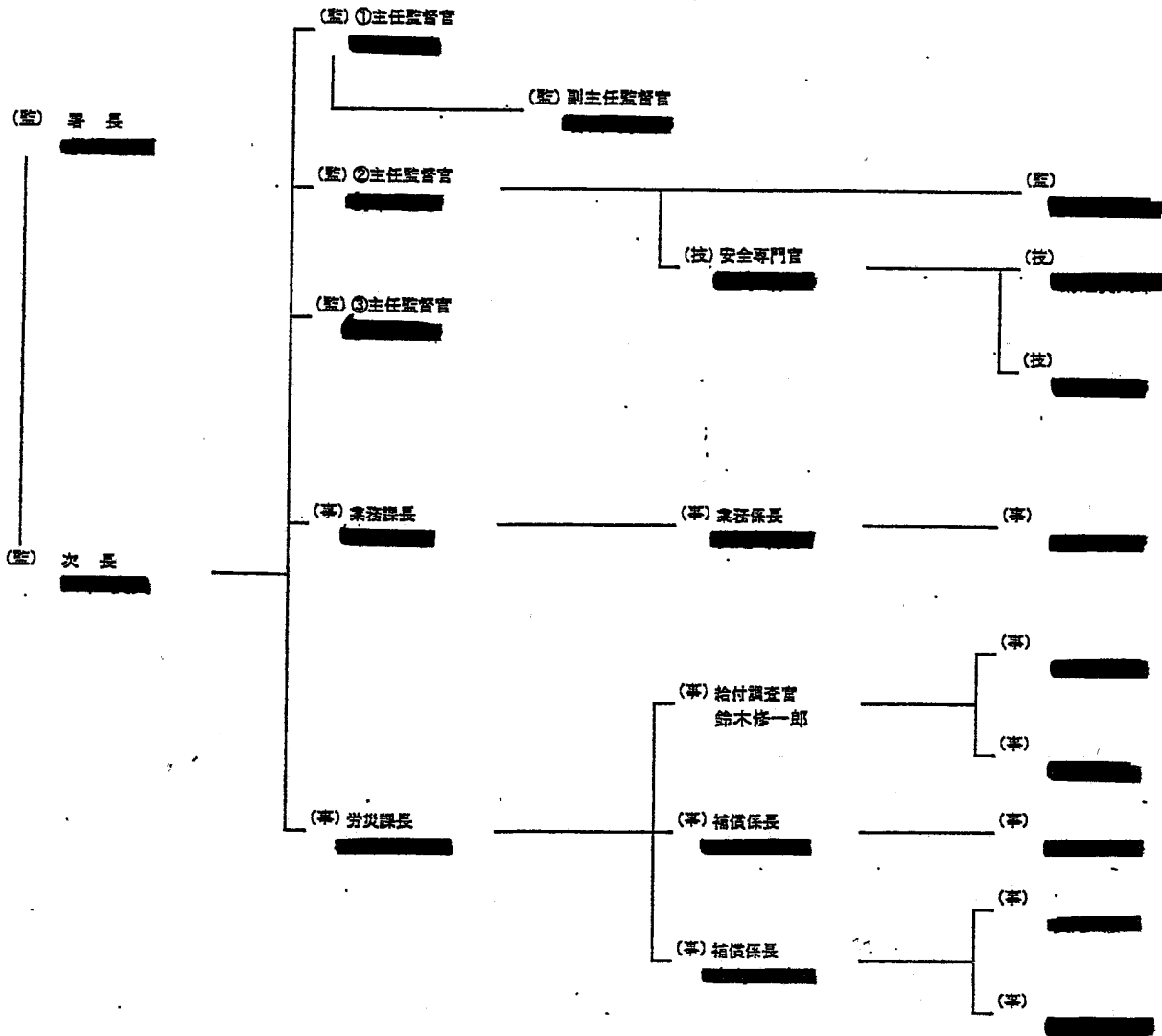
平成13年4月1日



労働基準監督官 7
厚生労働事務官 12
厚生労働技官 3

羽曳野労働基準監督署 組織図

平成14年4月1日



労働基準監督官 7
厚生労働事務官 12
厚生労働技官 3

○ 人事記録 (甲)		(ふりがな) <u>スズキ レイコ</u> No. <u>1</u>	
本籍	<u>[REDACTED]</u>	① 男 女	<u>32</u> 年 <u>12</u> 月 <u>20</u> 日生 年 月 日改姓
学歴	学 校 名 ・ 学 部 科 名	修 学 期 間	卒・修・中退の別
	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u> - <u>[REDACTED]</u>	第 <u>[REDACTED]</u>
	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u> - <u>[REDACTED]</u>	第 <u>[REDACTED]</u>
		・ ~ ・	第 学年
		・ ~ ・	第 学年
		・ ~ ・	第 学年
試験・資格	<u>[REDACTED]</u>		
研修	<u>[REDACTED]</u>		
	<u>[REDACTED]</u>		
	<u>[REDACTED]</u>		
表彰	<u>[REDACTED]</u>		
公務災害			
備考	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u>	
	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u>	
	<u>[REDACTED]</u>	<u>[REDACTED]</u>	

[illegible]

[illegible]

[illegible]